

宿泊約款・利用規約

第1条 本約款の適用範囲

1. 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当宿は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当宿に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者氏名、連絡先。
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊人数（幼児等の宿泊料金を支払う必要のない人員であっても存在する場合は必ず申し出ていただきます。また、宿泊人数が変更になる場合は、到着する前のできるだけ早い時期に申し出ていただき、その旨を当宿が承諾する必要があります。）
 - (4) その他当宿が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当宿が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします
2. 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当宿が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当宿は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。
 - (1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当宿が指定した日までにお支払いいただけないとき。
 - (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで）に連絡がとれないとき。
 - (3) 当宿からの連絡を拒否されたとき。
4. 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当宿は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当宿が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、当宿もしくは当宿従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 兵庫県旅館業法施行条例4条の規定に該当するとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当宿に申し出て、宿泊契約を解除することかできます。
2. 当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、違約金を申し受けます。

〈キャンセル料〉

不泊 100%、当日 80%、前日 20%

※%は、予約宿泊料金に対する取消料率です。

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3. 当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当宿の契約解除権

1. 当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為（例えば当宿や他の宿泊客に対して著しく迷惑を及ぼすような行為）をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (6) 法人で、その役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (7) 宿泊客が当宿もしくは当宿従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 兵庫県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 館内でのたばこ、消防用施設に対するいたずら、その他当宿が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、次の事項に登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当宿が必要と認める事項

第9条 当宿の利用時間

1. 宿泊客が当宿を利用できる時間は、午後4時から翌午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当宿内においては、当宿が定めて宿内に提示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 料金の支払い

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は施設指定銀行口座へ入金（振込み）又はクレジットカード決済等振り込みに代わりうる方法により行っていただきます。

第 12 条 当宿の責任

1. 当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 13 条 契約した客室が提供できないときの取扱い

1. 当宿は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 宿泊客は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 14 条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊者が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意又重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第 15 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿に到着した場合は、その到着前に当宿が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、当宿は原則として当該所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。その他の物品については処分させていただきます。

第 16 条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当宿の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 17 条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 近隣住民、近隣の宿泊施設のお客様にも快適に過ごして頂くため、特に下記の点にはご注意ください。
 - (1) 過度の飲酒による酩酊。
 - (2) 大声や騒音、振動。特に午後 10 時を過ぎますとご注意ください。